

新潟県条例第32号

新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例

新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例（昭和46年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県農村地域産業導入促進審議会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条の規定に基づき新潟県農村地域産業導入促進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条の規定に基づき新潟県農村地域工業等導入対策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。